

小笠原諸島返還 40 周年記念事業に係る補助金交付要項細則

平成19年10月4日制定

「小笠原諸島返還 40 周年記念事業に係る補助金」の採択、及び交付に関する基準は、「小笠原諸島返還 40 周年記念事業に係る補助金交付要項」に定めるもののほかはこの細則の定めるところによる。

1 補助率及び補助金額について

補助率は、補助対象経費の10分の10以内とし、その補助額は200万円を限度とする。
ただし、特に必要と認められる事業については500万円を上限とすることができる。視察に関するものは、補助事業の対象としない。

2 事業の期間について

事業期間は、平成19年12月1日から平成20年12月31日までとする。ただし、特に必要と認められるものについては、平成21年3月31日までとすることができる。

3 補助対象経費について

補助対象経費については次のとおりとする。

- (1) 補助事業で得た成果品により収入が見込まれるもの、参加者から参加費等を徴収するものについては、その収入額を収入に計上するものとする。
また、補助事業終了後に販売または処分により収入が見込まれるものについても、補助事業終了時に収入見込額を算定し、その収入額を収支に計上するものとする。
- (2) 補助団体の構成員に対する賃金、報酬等は対象経費としない。
- (3) 事業内容が、補助団体または団体の構成員が現在経営する事業と関連しているものについてはそれぞれの事業内容が混同することがないように注意し、特に経費の区分は明確にする。
- (4) 飲食を伴う事業については節度ある内容とし、構成員のみの飲食経費は認めない。

4 担当事務局員の配置

補助事業の実施にあたっては、委員会事務局を兼務する小笠原村職員を担当事務局員とし、事業実施にあたっての事務補助及び補助金の支出等について指導・助言する。